

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について
(臨時報告書)

【様式】

未整備駅名	川口元郷駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：埼玉県 市区町村：川口市
路線名	埼玉高速鉄道線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	16,000人
鉄道事業者又は軌道経営者 関係自治体	埼玉高速鉄道株式会社 埼玉県、川口市

バリアフリー化に関する現状

地下駅 埼玉高速鉄道線1面2線。
1、2番線は、EV(基準不適合)により段差解消。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

EVを既に設置し、実質的に段差は解消し、バリアフリー経路を1ルート確保している。しかし、EVの扉にガラス窓がないため、基準不適合となっている。ガラス窓については、EVの更新時期に整備したい。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

EVの更新時期に整備する。

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

〇都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問I 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

埼玉県では、平成18年12月に策定した「埼玉県5か年計画(ゆとりとチャンスの埼玉プラン)」において、「エレベーターの設置などにより段差が解消された鉄道駅(1日平均利用者数が5千人以上)の割合」について「平成23年度末までに100%」とする戦略指標を設定している。その達成に向けて、「みんなに親しまれる駅づくり事業」を実施し、鉄道駅のバリアフリー化に取り組み市町村に対して市町村負担額の1/2以内(普通交付税不交付団体に対しては1/3以内、1施設あたり上限2千万円)を補助するなど、駅のバリアフリー化を推進している。

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

〇市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

開業時からEVを設置し、段差は生じていないため。一方、EVの扉にガラス窓がないことで基準不適合となっているが、埼玉高速鉄道株式会社によると、今後の更新時期に整備予定とのことであり、その時点で同社から協議の要請があれば応じる予定。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	埼玉高速鉄道株式会社 施設部 工務課
都道府県	埼玉県 企画財政部 交通政策課
市区町村	川口市 都市計画部 都市交通対策室